

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 9 月 17 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 5件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1500027 号

厚生局事案番号：関東信越（国）第 1500059 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの請求期間、昭和 49 年 10 月から昭和 50 年 3 月までの請求期間及び昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月から昭和 47 年 3 月まで
② 昭和 49 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 49 年 10 月から昭和 50 年 3 月まで
④ 昭和 50 年 4 月から同年 6 月まで
⑤ 昭和 58 年 10 月から昭和 61 年 3 月まで
⑥ 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで

母が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、A 市の実家にいた時には、母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。その後、B 市、A 市、C 市、D 県 E 村、F 村と住所を変えており、自分でも国民年金保険料を納付していたが、母が納付してくれた当時の国民年金保険料の領収証書が一部残っていて、保険料を納付しているのに未納となっている期間があり、年金記録がおかしい。納得がいかないので請求期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間③について、請求者が保管している領収証書によると、請求者は、請求期間③の国民年金保険料を A 市が発行した納付書で G 出張所に現年度納付していることが確認できるところ、請求者の国民年金被保険者台帳及び還付整理簿（*）によると、納付された請求期間③の保険料は、請求者が昭和 47 年 11 月 1 日に国民年金の資格喪失したことにより昭和 50 年 10 月 13 日付けで還付されていることが記録されている。

しかしながら、請求者が、昭和 44 年 8 月 30 日より後に、国民年金の資格喪失につながる厚生年金保険の資格を再取得した記録はなく、また請求者の年金手帳において、昭和 47 年 11 月 1 日に資格を喪失したとする記載は確認できない上、保管している領収証書によると、昭和 47 年 11 月 1 日より後において、請求者に国民年金保険料の納付書が継続して発行され、保険料の納付が行われているほか、還付整理簿（*）によると、「47 年 11 月 1 日資格喪失取り下げ」と上記の還付事由が取り消されていることが記録されており、請求期間③に係る保険料の還付は、取り消された資格喪失処理に係る還付であることから、誤還付であると推認される。

また、請求期間③前の期間（昭和 48 年 4 月から昭和 49 年 3 月まで）は、当初、国民年金保険料が未納と記録されており、年金記録の訂正請求期間の一つとなっていたが、請求者が保管している領収証書により保険料の納付事実が確認されたとして、年金事務所において、平成 27

年3月19日付けで保険料納付済期間に年金記録の訂正が行われている。

請求期間②及び④について、請求者が保管している領収証書によると、請求者は、請求期間②直前の期間（昭和47年10月から昭和49年3月まで）及び請求期間②直後でありかつ請求期間④直前の期間（請求期間③）の国民年金保険料を納付していることが確認できるとともに、オンライン記録によると、請求期間④直後の期間（昭和50年7月から昭和58年9月まで）の保険料は納付済と記録されている。

また、前述のとおり、請求期間②直前の期間（昭和48年4月から昭和49年3月まで）は、保管している領収証書により納付事実が確認されたとして年金記録の訂正が行われており、また請求期間③は誤還付であると推認されることを踏まえると、これらに近接する請求期間②及び④について記録誤りがある可能性は否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①について、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和47年5月頃に払い出されたと推認され、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられるところ、請求期間①のうち昭和44年8月から昭和45年3月までの期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間となっている。

また、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年5月の時点では、請求期間①のうち昭和45年4月から昭和47年3月までの期間は、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であるが、請求者は「自分で保険料を遡って納付した記憶はない。母が遡って納めていたと聞いたこともないので、過年度納付についてはわからない。」旨を陳述している。

さらに、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

請求期間⑤について、請求者は、「昭和60年9月の離婚前には妻と別居しており、A市の実家に戻ってきていた。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、「不在決定年月 昭60.12 不在判明年月 昭61.5」が記録されていることから、請求期間⑤の一部については、請求者が住民票の住所地に不在となっていたため国民年金保険料の納付書が届いていなかったと考えられる上、請求期間⑤のうち昭和58年10月から昭和59年3月までの期間については、請求者の不在が判明した昭和61年5月の時点では、既に時効により保険料を納付できない期間となっている。

また、請求者のC市における年度別納付状況リスト（昭和59年5月10日版）によると、請求期間⑤のうち昭和58年10月から昭和59年3月までの期間の国民年金保険料は、C市において現年度納付は行われていないと記録されているとともに、請求者のオンライン記録においても請求期間⑤は未納と記録されている。

請求期間⑥について、請求者は、「E村で国民年金の手続を行ったかどうかは、全く憶えていない。保険料を納付したかどうかも全く憶えていない。」と陳述しており、請求期間⑥に係る国民年金の手続及び保険料納付状況が不明である。

また、保管している領収証書によると、請求者がE村に住所を異動した昭和61年11月10日より後に、請求期間⑥直前の昭和61年9月及び昭和62年1月から同年3月までの国民年金保険料が、A市発行の納付書を使ってG出張所に現年度納付されていることが確認できるところ、請求者は、「A市で国民年金保険料を納付したのは、実家の兄だと思う。自分では納付はしていない。」と陳述している。

さらに、請求期間⑥直後の免除申請について、請求者は、「F村に転居してすぐに、自分が夫婦二人分の免除申請を行った。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の妻は、F村に夫婦が住所を異動した昭和62年9月28日より後の、昭和63年1月7日付けで、昭和61年5月20日まで遡って国民年金の被保険者資格を再取得していることから、E村において、国民年金の再加入手続を行っておらず、その当時は国民年金に未加入であったと推認され、請求者についてもE村において国民年金の手続を行っていないことがうかがわれ

る。

そのほか、請求期間①、⑤及び⑥について、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、⑤及び⑥の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500223号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500115号

第1 結論

請求者のA社における平成2年10月1日から平成4年9月30日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成2年10月から平成4年8月までの標準報酬月額については、20万円から53万円とする。

平成2年10月から平成4年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年10月1日から平成4年9月30日まで

平成20年11月にB社会保険事務所(当時)から連絡があり、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の給料支給額より低い金額で国に届け出されていたことを知った。

請求期間の標準報酬月額を本来の53万円に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初請求者が主張する53万円と記録されていたところ、請求者が同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日より後の平成4年11月4日付けで、平成2年10月1日に遡って53万円から20万円に減額訂正処理されていることが確認できる上、同様の遡及訂正処理が元代表取締役を含む3人の元取締役について行われていることが確認できる。

なお、この減額訂正処理の手続きについて元代表取締役は、「社会保険事務所(当時)の職員が行った。同意したかについて記憶はないが、代表者印が押されていたので同意したことになるだろう。社会保険料の滞納はあった。」と回答している。

また、A社の商業登記簿謄本によれば、請求者は請求期間において取締役であったことが確認できるところ、元代表取締役は、「請求者は取締役であったが、社会保険関係は担当外であった。職責は技術担当であった。」旨回答しており、元取締役及び元従業員の一人は、請求者は製造部長であったと回答していることから、請求者は社会保険事務に係る権限は有していなかったと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の請求期間の標準報酬月額について、平成4年11月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実には即したものと考へ難く、平成2年10月1日に遡って減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、請求者の請求期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社における事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500382号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500116号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年9月30日から同年10月1日に訂正し、平成4年9月の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

平成4年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間の資格喪失日が平成4年9月30日となっているが、同年10月1日の誤りであると思うので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録により、請求者が昭和63年2月21日から平成4年9月30日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録において、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は、当初請求者が主張する平成4年10月1日と記録されていたところ、請求者が同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日より後の同年11月4日付けで、同年9月30日に遡って訂正処理されているほか、同日の同年11月4日付けで平成2年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理もされていることが確認できる上、同様の遡及訂正処理が複数の従業員に対して行われていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によれば、請求者は請求期間において取締役であったことが確認できるところ、元代表取締役は、「請求者は取締役であったが、社会保険関係は担当外であった。職責は技術担当であった。」旨回答しており、元取締役及び元従業員の一人は、請求者は製造部長であったと回答していることから、請求者は社会保険事務に係る権限は有していなかったと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の請求期間の資格喪失年月日について、平成4年11月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、資格喪失年月日を平成4年10月1日から同年9月30日に遡及訂正を行う合理的な理由はなく、請求者の請求期間において資格喪失年月日に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の請求期間に係る資格喪失年月日は、雇用保険の記録からも確認できる当初の同年10月1日に訂正することが必要である。

また、平成4年9月の標準報酬月額については、オンライン記録から事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た53万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500278号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500113号

第1 結論

請求者のA社における平成8年10月1日から平成11年10月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成8年10月から平成10年9月までの期間は9万8,000円から47万円、平成10年10月から平成11年9月までの期間は9万8,000円から44万円とする。

平成8年10月から平成11年9月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間のうち、平成12年1月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年1月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額を9万8,000円から41万円とする。

平成12年1月から同年9月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者の平成12年1月から同年9月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年10月1日から平成12年10月1日まで

厚生年金保険の記録では請求期間に係る標準報酬月額が9万8,000円と記録されているが、実際に支給されていた給与額より低いので、当該標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 A社における厚生年金保険の記録によると、請求者の請求期間のうち平成8年10月1日から平成11年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年10月から平成10年9月までの期間は47万円、平成10年10月から平成11年9月までの期間は44万円と記録されていたが、平成10年10月29日付けで、平成8年10月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、平成11年10月1日の定時決定まで継続していることが確認できる。

また、厚生年金保険の記録によると、当該事業所における請求者以外の厚生年金保険被保険者14人中10人の標準報酬月額について、平成10年10月29日付けで平成8年10月1日に遡って9万8,000円に引き下げの処理が行われている。

このことに関して、当該事業所は適用事業所ではなくっており、元事業主からは回答が得

られなかったが、複数の同僚から提出された給与支払明細書によると、厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受けていたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成10年10月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考へ難く、請求者について平成8年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

以上のことから、請求者の当該事業所における平成8年10月から平成10年9月までの期間に係る標準報酬月額を47万円、平成10年10月から平成11年9月までの期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

なお、上記遡及訂正処理を行った日以降における最初の平成11年10月定時決定（平成11年8月23日処理）で9万8,000円と記録されているが、当該処理については、上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらないほか、給与支払明細書等もなく、社会保険事務所（当時）の処理が不合理であったことを確認することはできない。

2 請求期間のうち、平成12年1月1日から同年10月1日までの期間については、請求者から提出された平成12年分給与所得の源泉徴収票によると、請求者が当該標準報酬月額（9万8,000円）を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記源泉徴収票から推認できる請求者の報酬月額から、平成12年1月から同年9月までは、41万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成12年1月から同年9月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち、平成11年10月1日から平成12年1月1日までの期間については、請求者は給与支払明細書等を保管しておらず、元事業主の回答も得られないことから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として平成11年10月1日から平成12年1月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500360号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第1500003号

第1 結論

昭和35年4月1日から昭和41年6月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年4月1日から昭和41年6月1日まで

年金記録を確認した際に、請求期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知ったが、脱退手当金が支給されたこととなっている当時は、脱退手当金という制度は知らず、受け取った記憶もないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持している厚生年金保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)には、再交付の押印がなく、請求期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際に発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該被保険者証にはその表示がない。

また、請求者が請求期間後に加入した厚生年金保険の被保険者期間については、すべて当該被保険者証と同一の被保険者記号番号で管理されており、請求者が請求期間に係る脱退手当金を受給したものとして認識していたとは考え難い。

なお、請求期間における最終事業所であるA協議会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所は、使用される者の同意を必要とする任意包括適用事業所であること、適用年月日は請求者の被保険者資格取得日と同日の昭和37年6月20日であること及び被保険者は請求者のみであることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500297号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500112号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成22年10月1日から平成23年1月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成22年10月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、18万円から20万円とする。

平成22年10月から同年12月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成22年10月から同年12月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月1日から平成26年8月1日まで

A社から発行された請求期間に係る給料支払明細書によると、給与に見合う厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料が控除されているので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成22年10月1日から平成23年1月1日までの期間については、請求者から提出されたA社の給料支払明細書により、請求者が、当該期間において厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成22年10月1日から平成23年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年10月から同年12月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年10月1日から平成23年1月1

日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 22 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成 23 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び平成 25 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間については、上記給料支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間のうち、平成 22 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 23 年 6 月 1 日から平成 25 年 1 月 1 日までの期間及び平成 25 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額がわかる給料支払明細書を保管していない上、事業主は、当時の厚生年金保険料控除額及び報酬月額がわかる関連資料（賃金台帳等）を廃棄している旨を陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として、請求期間のうち、平成 22 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 23 年 6 月 1 日から平成 25 年 1 月 1 日までの期間及び平成 25 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間のうち、平成 25 年 3 月 1 日から平成 26 年 8 月 1 日までの期間については、請求者は、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 24 年 4 月から同年 6 月までの期間及び平成 25 年 4 月から同年 6 月までの期間に係る報酬月額が確認できる A 社の給料支払明細書を保管していない上、事業主は、当時の報酬月額がわかる関連資料（賃金台帳等）を廃棄している旨を陳述していることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1500330 号
厚生局事案番号：関東信越（国）第 1500058 号

第 1 結論

昭和 48 年*月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年*月から昭和 51 年 3 月まで

私が実家を離れて暮らしていた学生のと看、母が A 町役場（現在は、B 市役所 C 庁舎）において国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料についても母が納付してくれたと思う。大学を卒業後、母が国民年金保険料を遡って納付してくれた記憶があり、それが請求期間の保険料ではないかと思っている。平成 4 年 4 月に、D 市役所において、国民年金の第 1 号被保険者から第 3 号被保険者への種別変更の届出を行い、1 か月分の国民年金保険料を納付したとき、職員から、「これで保険料は全て納めたことになる。」と言われたのに、未納期間が 3 年間もあるのはおかしい。母から、請求期間の国民年金保険料を納付したという話は聞いていないが、母はそういうことはしっかりやる人だったので、保険料は納付してくれたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、自身が学生のと看、請求者の母親が請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料についても、請求者の母親が納付したと思うと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付を行ったとする請求者の母親は既に亡くなっており、請求者自身は国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 53 年 4 月又は同年 5 月頃に払い出されたと考えられるとともに、請求者の年金手帳及び A 町における国民年金被保険者名簿には、同年 5 月 8 日に年金手帳が交付されたことを示す押印が確認できることから、請求者に係る国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者が大学を卒業した昭和 51 年 3 月より後の昭和 53 年 4 月又は同年 5 月頃と推認され、請求者の上記主張とは相違している上、その時点では、請求期間の大部分は、時効により保険料が納付できない。

さらに、請求者は、請求者の母親が国民年金保険料を遡って納付した記憶がある旨主張しているところ、前述の国民年金被保険者名簿には、請求期間直後の昭和 51 年 4 月から昭和 53 年 3 月までの 2 年間に係る保険料が、昭和 53 年 5 月 10 日に一括して過年度納付されたことが記録されていることから、当該保険料は、請求者の母親が遡って納付したとする保険料であったことがうかがえるとともに、保険料の徴収権は 2 年で消滅時効にかかり、納期から 2 年を経過した保険料は納付することができないことから、当該保険料は、当該納付日の時点において、納付することが可能な全ての過年度保険料となっている。

加えて、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できない上、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500310号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500114号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社C鉱業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和27年5月から昭和29年7月まで
② 昭和30年4月から昭和32年4月まで
③ 昭和37年4月から昭和38年10月まで

請求期間①について、中学卒業後1年くらいしてから、A社で働き、E地区から木を出す仕事をした。請求期間②について、C鉱業所に勤務し、C鉱山で鉄を掘り出す仕事をした。請求期間③について、F社を退職後1か月くらいしてからD社に勤務し、鉄道工事やビル等の建設現場で働いた。各請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、A社において土木工事の現場監督をしていた同僚が、トラックの助手をしていた請求者を記憶していることから、期間の特定はできないものの、請求者が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和43年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡している上、同社の元役員が事業主となったG社(昭和49年7月設立)は、「A社は昭和43年に倒産しており資料はない。当時をわかる人も亡くなっている。」と回答している。

また、前述の土木工事の現場監督をしていた同僚は、「雪が降ると仕事ができないので、夏から12月頃にかけての季節労働だった。日雇いも沢山いたが、日雇いの場合、保険料を控除していないと思う。」と陳述している。

さらに、請求期間①当時、請求者は未成年であるが、当該事業所の経理を担当していた者は、「未成年者は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と回答しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間①当時に被保険者資格を取得した者に未成年者はいないことが確認でき、また、当該名簿に請求者の名前も見当たらず、整理番号に欠番もない。

請求期間②については、請求者が具体的な仕事内容の陳述をしており、請求者が名前を挙げた同僚の一人は「請求者のことは知っているがC鉱山で一緒に働いた記憶はない。」と陳述しているものの、請求期間②と同じ頃、C鉱山で働いていたと陳述していることから、期間の特

定はできないものの、請求者がC鉱山で働いていたことはうかがえる。

一方、C鉱業所（昭和28年4月1日にB社C鉱業所に名称変更）の厚生年金保険の適用事業所名簿によると、当該事業所がC鉱山の褐鉄鉱の採掘をしていたことが確認できるが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていたのは、請求期間より前の昭和27年7月1日から昭和29年10月1日までであり、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に請求者及び請求者が記憶している親方や同僚二人の氏名は確認できず、整理番号に欠番もない。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となっている期間に事業主を除く8人が被保険者資格を取得しているが、坑内夫として資格取得している者はいない上、連絡先が判明し照会した3人も請求者を記憶していない。

さらに、当該事業所の事業主及び請求者が名前を挙げた親方の連絡先は不明であるため、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

請求期間③については、請求者の仕事内容に対する具体的な陳述により、期間の特定はできないものの、請求者がD社の鉄道工事やビル等の建設現場で働いていたことがうかがえる。

しかしながら、D社は、「正社員の場合、人事台帳などの資料があるが、請求者に関する資料はないので、正社員ではないと思われる。請求者の勤務実態及び保険料控除等については不明である。」と回答している。

また、請求者は、一緒に働いていた同僚を記憶していないことから、請求期間当時、D社の厚生年金保険に加入していた複数の者に照会したが、請求者を記憶している者はいない上、本社経理部に所属していた者は、「正社員に請求者はいなかったと思われる。当時、D社の各現場には日雇いの作業員が多数雇用されていたので、請求者もその一員だったと思われる。」と回答している。

このほか、請求者の請求期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。